

議案第 16 号

橋本市小学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市小学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市小学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市小学生医療費の支給に関する条例(平成22年橋本市条例第21号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市小中学生医療費の支給に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>小中学生</u>に係る医療費の一部(以下「<u>小中学生医療費</u>」 という。)をその<u>保護者</u>に支給することにより、<u>小中学生</u>の健康の保持及 び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とす る。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。 (1) 「<u>小中学生</u>」とは、<u>小学校</u>就学から<u>中学校</u>修了までの間にある者 をいう。 (2) 「<u>保護者</u>」とは、親権を行う者その他の者で<u>小中学生</u>を現に監護 し、生計を維持しているものをいう。 (3)～(5) 略 (支給対象者) 第3条 この条例に定める<u>小中学生医療費</u>の支給の対象となる者(以下 「<u>支給対象者</u>」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組 合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する<u>小中学生</u> (以下「<u>対象小中学生</u>」という。)の<u>保護者</u>をいう。ただし、次に掲げる 者は除く。 (1) <u>小中学生</u>の生計を維持する程度の高い者の前年(1月から7月まで の間に新たに次条の認定を受けようとする場合)にあつては、前々年をい う。以下同じ。)の所得(児童手当法施行令(昭和46年政令第281 号)第2条及び第3条の規定により算出して得た額)が、別表に定める 額以上の者 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている<u>小</u></p>	<p>橋本市小学生医療費の支給に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>小学生</u>に係る医療費の一部(以下「<u>小学生医療費</u>」 という。)をその<u>保護者</u>に支給することにより、<u>小学生</u>の健康の保持及 び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。 (1) 「<u>小学生</u>」とは、<u>小学校</u>就学から修了までの間にある者をいう。 (2) 「<u>保護者</u>」とは、親権を行う者その他の者で<u>小学生</u>を現に監護 し、生計を維持しているものをいう。 (3)～(5) 略 (支給対象者) 第3条 この条例に定める<u>小学生医療費</u>の支給の対象となる者(以下「<u>支 給対象者</u>」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員 又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する<u>小学生</u>(以下 「<u>対象小学生</u>」という。)の<u>保護者</u>をいう。ただし、次に掲げる者は除 く。 (1) <u>小学生</u>の生計を維持する程度の高い者の前年(1月から7月までの 間に新たに次条の認定を受けようとする場合)にあつては、前々年をい う。以下同じ。)の所得(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号) 第2条及び第3条の規定により算出して得た額)が、別表に定める額 以上の者 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている<u>小</u></p>

中学生の保護者

(3) 略

(受給資格者の認定)

第4条 小中学生医療費の支給を受けようとする支給対象者は、規則の定めるところにより、市長に小中学生医療費受給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。

(支給)

第5条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が対象小中学生の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当する小中学生医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約若しくは定款により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。

(支給の方法)

第6条 前条に規定する小中学生医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、対象小中学生が保険給付を受けた日から起算して5年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、小中学生医療費を支給するものとする。

4 略

5 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し小中学生医療費を支給したものとみなす。

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により小中学生医療費の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した小中学生医療費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、対象小中学生が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、受給資格者に対し第5条の規定により支給すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した場合は、その全部若しくは一部を返還させることができる。

学生

(3) 略

(受給資格者の認定)

第4条 小中学生医療費の支給を受けようとする支給対象者は、規則の定めるところにより、市長に小中学生医療費受給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。

(支給)

第5条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が対象小中学生の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当する小中学生医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約若しくは定款により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。

(支給の方法)

第6条 前条に規定する小中学生医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、対象小中学生が保険給付を受けた日から起算して5年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、小中学生医療費を支給するものとする。

4 略

5 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し小中学生医療費を支給したものとみなす。

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により小中学生医療費の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した小中学生医療費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、対象小中学生が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、受給資格者に対し第5条の規定により支給すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した場合は、その全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。